



山形県公報

令和5年4月1日(土)

号 外 (15)

目 次

企業局関係

規 程

○山形県企業局組織規程の一部を改正する規程	1
○山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程	2
○山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程	同
○山形県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程	3

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「経営企画調整担当」を「経営企画調整・DX推進担当」に、「出納担当」を「出納担当、検査担当」に、「経営戦略推進担当、発電管理担当」を「電力経営企画担当、発電管理担当」に、「経営戦略推進担当、水道施設管理担当」を「水道広域化推進担当、水道施設管理担当」に改める。

第11条の見出しを「(局長)」に改め、同条第1項中「及び参事」を削り、同条第3項を削る。

第19条第2項中「主任主査」を「主任主査、主任主事」に改める。

第20条の表中

主任主査	上司の命を受けて特定事項に関する事務を処理する。
主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。

を

主任技師	上司の命を受けて高度の知識経験を必要とする技術に従事する。
------	-------------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正)

2 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項の表本局の項中「局長
参事」を「局長」に改める。

別表8級の項中「又は参事」を削る。

(山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部改正)

- 3 山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程（昭和44年7月県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
本則中「企業局参事」を「総務企画課長」に改める。
（山形県企業局職員審査会規程の一部改正）
- 4 山形県企業局職員審査会規程（昭和52年2月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「参事及び」を削る。
（山形県企業局安全衛生委員会規程の一部改正）
- 5 山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年3月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「、参事」を削る。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県企業管理者 沼澤好徳

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第2項中「主務課長が、主務課長に事故があるときは、」を削る。

第8条中「参事、」を削る。

別表第1人事・サービスの項第1項中「、参事」を削り、同表情報公開・個人情報保護の項第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同表情報公開・個人情報保護の項第4項中「山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第16条第3項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）第6条第3項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第8号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県企業管理者 沼澤好徳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第36号中

納入金額	¥
------	---

 を

納入金額	¥
うち 消費税	¥ (適用税率 %) (登録番号)

に改める。

別記様式第38号を次のように改める。

様式第38号(領収書)

領 収 書 (原 符)				
納入義務者 千 一 住所 氏名				
所属年度	年度	番号		
事業会計			コード	
収入科目	款	項	目	節
納入理由				
納入金額	¥			
う ち 消 費 税	¥ (適用税率 %) (登録番号)			
上記の金額を領収しました。 年 月 日				
企業出納員				
冊 番 号	摘 要			
No.				

領 収 書				
納入義務者 千 一 住所 氏名				
所属年度	年度	番号		
事業会計			コード	
収入科目	款	項	目	節
納入理由				
納入金額	¥			
う ち 消 費 税	¥ (適用税率 %) (登録番号)			
上記の金額を領収しました。 年 月 日				
企業出納員 印				
冊 番 号	摘 要			
No.				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県企業管理者 沼 澤 好 徳

山形県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局公文書管理規程（令和2年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改め、同条第3項中「学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和5年4月1日印刷
令和5年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県